

## 事務局（案）に対する表決書

委員名 \_\_\_\_\_

本庁舎敷地跡地に導入する公共機能について、次のとおり事務局（案）を整理しました。  
承認する又は承認しないを選択の上、御意見等がございましたら意見等欄に記載をお願いします。

## 事務局（案）

**1 消防施設（厚木消防署本署）…本庁舎敷地跡地に機能を移転しない**

【主な理由】

- (1) 現在の本署が地域に根差していることや緊急車両の出動に必要な前面道路の幅員が確保されていることから、現在地での建て替えが最適であると判断されること
- (2) 民間機能との複合整備を行う場合、サイレン音や出入口の確保に懸念が示されるほか、歩行者の目的地としての役割や憩いの場の形成、周辺施設との一体的な活用による相乗効果が期待できないこと

**2 文化施設（厚木市文化会館）…本庁舎敷地跡地に機能を移転する**

【主な理由】

- (1) 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画では、本厚木駅周辺の都市機能誘導区域内に必要とされる誘導施設として、市民ホールを設定していますが、文化会館については都市機能誘導区域外に立地しており、現状として本市のまちづくり政策と合致する機能配置になっていないこと
- (2) 文化会館を含む周辺地区は、逆線引きされている市街化調整区域であること。また、文化会館の用途地域については、第1種住居地域に指定されており、法令上、既存不適格の状態となっていること

**1 公共機能の検討に関する事務局（案）について**

承認する

・

承認しない

【意見等】

**2 その他、案件全般に関する意見等**

【意見等】